

「生産の踏み車」論と「エコロジカル近代化」論の
対立と相補性
-環境・社会・ガバナンス（ESG）投資をめぐるグロ
ーバル環境ガバナンス-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木村, 元 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/00023163

2023年1月28日

「博士学位請求論文」審査報告書

審査委員 (主査) 文学部 専任教授

氏名 寺田良一

(副査) 文学部 専任教授

氏名 大畑裕嗣

(副査) 関東学院大学社会学部 教授

氏名 湯浅陽一

1 論文提出者 木村 元

2 論文題名 「生産の踏み車」論と「エコロジカル近代化」論の対立と相補性
—環境・社会・ガバナンス (ESG) 投資をめぐるグローバル環境ガバナンス—

Conflict and Complementarity
between the Treadmill of Production and Ecological Modernization
— Global Environmental Governance in ESG investing —

3 論文の構成

略語一覧

序章 背景と問題意識

- 1 SDGs と脱成長論の対立
- 2 対立点としての ESG 投資
- 3 本論文の問題意識と構成

第1部 分析の枠組み

第1章 「環境と経済」をめぐる環境社会学理論

- 1 パラダイムとしての「環境制御システム」論
- 2 社会変動論としての「環境リスク社会」論
- 3 本論文の立場 ～SDGs と脱成長論, ESG 投資を論じるために～

第2章 分析視座 —「生産の踏み車」論と「エコロジカル近代化」論の相補性—

- 1 政治経済モデル (原因論) としての「生産の踏み車」

2 解決論的フレームとしての「エコロジカル近代化」

3 分析視座としてのまとめ

第2部 ESG 投資をめぐる NGO の金融システム介入を契機とした社会構造変化

第3章 ESG 投資の起源とその社会的側面

1 社会運動としての社会的責任投資 (SRI)

2 社会的責任投資 (SRI) とグローバル環境ガバナンス

第4章 「市場の内側からの変革を介したグローバルな政策的介入」の社会的分析

1 生産の踏み車システムへの新たな介入経路：投資家と経営者のあいだの権力関係の変化

2 エコロジカル近代化フレームの分析：気候変動問題は“財務上”のリスク（と機会）

3 気候変動問題の財務リスクの顕在化：化石燃料ダイベストメント（運動）と座礁資産

4 生産の踏み車における新しい「社会的正当性」の萌芽：気候変動関連情報開示の制度化

5 ESG 情報開示の機運の高まりと今後の課題

第5章 ESG 投資をめぐる環境ガバナンス構造 —環境社会学の課題としての定式化—

1 NGO が金融システムと形成する環境ガバナンス構造

2 ESG 投資をめぐる環境ガバナンス構造の緊張関係：権力関係のシフトをめぐる争い

補章 生産の踏み車モデルを用いた「エコロジカル近代化（原義）」の表現について

1 二酸化炭素回収・貯留 (CCS)：気候変動緩和技術としての期待と批判

2 CCS 技術に対する市民社会の反応

3 社会状況に応じた「エコ近代化」の表現：「生産の踏み車モデル」を用いた一考察

終章 本論文の知見と示唆

文献

謝辞

4 論文の概要

本論文のテーマは、タイトルが示すとおり、現代社会の環境問題の原因と処方に関する主要な2つの対立的な見方である「生産の踏み車(treadmill of production)」論と「エコロジカル近代化(ecological modernization)」論の対立と相補性に関する理論的、実証的な検証である。前者は、資本主義的経済、とりわけその政治的正当性を維持するために社会保障、失業対策等に多額の財政支出を必要としている現在の後期資本主義社会においては、不断の経済成長は不可欠であり、仮に多少の環境改善政策があったとしても、環境問題や資源問題を根本的に解決することは原理的に困難であるとする悲観論である。資本主義経済が存続しようとするならば、必然的に資源浪費や環境負荷の増大は避けられないとするのが、「踏み車」として表現されている。

それに対して後者は、かつてのように生産効率のみの最大化、経済合理性のみをめざした近代化ではなく、エネルギー効率、廃棄物削減などの「環境合理性」を内在させた経済・生産システムを構築することにより、資本主義的社会経済の範囲内においても環境改善は可能であるとする。ドイツなど、いわゆる環境先進国から問題提起がなされた「エコロジカル近代化」は、むしろんなし崩的に進行するのではなくて、環境運動や「緑の党」などからの政治的社会的圧力の存在が条件となるが、経済合理性と環境合理性が原理的には両立するという点を問題提起している。

2015年に国連で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、資本主義経済システムを前提とした環境改善をめざす点で「エコロジカル近代化」論と親和性の高いものである。しかしながら、SDGsは広く合意された目標ではあるが、そこに至る制度的枠組みや未達成に対するペナルティも存在しない。ラトゥーシュらの「脱成長論」によるSDGsへの厳しい批判の多くは、「生産の踏み車」論の視点と重なる部分が多い。

環境問題の悲観的な「原因論」と楽観的な「解決論」としての対立するパラダイムと位置づけられてきた両者であるが、「踏み車」論の主唱者、シュナイバーグも、晩年には「経済合理性にもとづいた判断の結果としての環境配慮行動」の存在、すなわち経済合理性への環境合理性の内部分化の可能性、いいかえれば、両論の相補性を認めるようになる。

金融系のシンクタンクで研究員として勤務してきた筆者、木村は、「経済合理性にもとづいた判断の結果としての環境配慮行動」が促進される現実的な契機としてのESG（環境：environment、社会：social、組織統治：corporate governance）投資の近年の急激な増大に着目した。世界のESG投資額の運用資産総額に占める割合は、2016年の23兆ドル（27.9%）から2020年には35兆ドル（35.9%）と急伸している。それを可能ならしめたのが、NGO、社会運動セクターによる金融システムへの介入である。CDP（Carbon Disclosure Project）などのNGOが、企業セクターに対し非財務情報の開示を成功裏にシステム化しえたことがその要因であり、「ESG投資をめぐるNGOの金融システム介入を契機とした社会構造変化」が分析される。

以下、各章ごとの概要を示す。

序章では、SDGsと脱成長論という二極化した言説を比較整理した上で、ESG投資が、この対立の中核部分にあらわれた社会的事象であることを整理し、本論文の問題意識が提示される。

第1部では、上述の問題意識をうけた分析の枠組みが示される。

第1章では、SDGsと脱成長論の対立について、ESG投資に焦点をあてつつ論じる準備として、まず、本論文の問題意識に関連した日本の環境社会学理論、具体的には、「環境制御システム」論（船橋晴俊）、「環境リスク社会」論（寺田良一）の検討がなされる。すなわち、船橋においては、日本の企業セクターや経済官庁などの経済主体が、1970年の公害国会以降、住民運動や環境運動などの政治的圧力行使を受け、「環境合理性」を内在化させてきた経緯が分析され、寺田においては、ベックの「リスク社会論」を背景としつつ、「環境合理性」自体の意味づけが争点となる「環境リスク社会」論が提起された。これら2つの理論における経済システムと「環境合理性」の関係の捉え方を検討整理することにより、欧米における2つの代表的な環境社会学理論である「エコロジカル近代化」論と「生産の踏み車」論の対立と相補性の構図を整理する。

第2章では、生産の踏み車論を提唱したシュナイバーグの晩年の論考や、生産の踏み車論とエコロジカル近代化論の対話と互いの歩み寄りの過程の分析により、これら2つの理論が「相補的」な関係にあることを示す。そして、この関係にもとづいて、原因論的な分析モデルとして「生産の踏み車モデル（政治経済モデル）」を用いると同時に、解決論的なフレームとして「エコロジカル近代化（政治経済動員フレーム）」を用いる分析視座を提案する。

第2部では、「ESG投資をめぐるNGOの金融システム介入を契機とした社会構造変化」という現象について、環境社会的な分析を試みる。そのなかで、「生産の踏み車モデル」の桎梏を脱し、解決論的なフレームとしての「エコロジカル近代化」に向けた転軸機となりうるESG投資について検討する。

第3章では、ESG投資の起源となる「社会的責任投資(Socially Responsible Investment: SRI)」に始まる金融システムの社会的コントロールを目的とした社会運動セクターについて検討する。「社会的責任投資」運動の源流には、英米のキリスト教会の基金運用において自らの宗教的価値観・倫理観に基づいた資産運用(アルコール、タバコ、軍需産業などへの投資を回避する)の実践がある。それが社会運動の1つの手段となったきっかけは、1960年代の公民権運動、反アパルトヘイト運動、ベトナム反戦運動等において、軍需産業、人種差別や性差別的な企業を投資先として排除する「社会的責任投資」運動により政治的、経済的圧力行使を試みたことであった。また、株主の立場を利用して社会・環境面での企業方針に影響を与える「社会的株主行動」も企業行動を直接コントロールしようとした試みであった。これらを有効に機能させるために、活動家的な動機をもった実務家により環境NGOと投資コミュニティが媒介され、SRI/ESG投資に必要な非財務情報を開示させる運動が展開された。経済のグローバル化に伴い、一国内の規制が及びづらくなった多国籍企業などに対する規制手段としてもこれらは有効であった。

第4章では、ESG投資の本格化させる上での条件となる、気候変動関連情報の開示システムの確立について分析をおこなっている。ESG投資の土台として、「気候変動問題は“財務上”のリスク」であり、「財務上の利害関心に重点をおくからこそ、環境に配慮する」という社会的認識を根拠に進展した、気候変動関連情報開示の制度化の経緯について整理する。ESG投資に関与するNGOであるCDP(Carbon Disclosure Project)が質問書を送付した民間企業について、2021年には「世界の時価総額の64%以上を占める13,000社以上の企業」が情報開示をしたとされる。

第5章では、金融システムに多様なかたちで介入するNGOの活動を、「敵対的/協調的」、「運動的/市場的」という2つの分析軸をもちいて4つの象限へと分類することにより、さまざまなNGOが金融システムを取り囲むかたちで、金融システムが作動する上での社会構造的な諸条件を形成していることを示している。

補章は、本論文の分析視座を用いて、気候変動緩和技術の1つである二酸化炭素回収・貯留(CCS)技術に対する市民社会の反応の国ごとの違いについて、ドイツとノルウェーにおける環境NGOによるCCS技術に対するフレーミングの差異を分析した。

終章では、本論文の問題意識に対して得られた知見ないし示唆について、とくに本論文の分析視座(第2章)がどのように活用されたかの観点からまとめている。

5 論文の特質

本論文は、環境社会学の中でも、環境政策論ないし環境運動論の範疇に属する研究である。その中にあっても、本論文の独自性、独創性を際立たせているのは、第1に、資本主義経済の中枢をなす金融システムや投資それ自体を直接コントロールするESG投資などの社会的責任投資の近年の急伸、環境政策における影響力の増大を正面から分析している点であろう。これまでの環境政策論、環境運動論においては、企業行動や投資行為は、環境運動等の政治的圧力行使の結果として結実した法的規制や誘導政策を介して間接的に規制されるのが通例であった。しかしながら、そうした従来の規制メカニズムは、一国内の法規制の限界を超えた経済のグローバル化によって有効性を減じつつある。

そうした状況下において、CDPなど新興の環境NGOによって「エコロジカル近代化」、環境配慮型の企業経営に関する非財務情報公開がシステム化され、広範かつ客観的指標に基づいたESG

投資が可能になった。これにより、企業セクターにおいても、「気候変動問題は“財務上”のリスク（または機会）」という「エコロジカル近代化」の問題フレームが行動規範として内在化されるに至った。さらには、2015年のG20財務大臣・中央銀行総裁レベルでの気候変動リスクと機会について情報開示を推奨する提言が公表され、各国政府の正式なコンセンサスが得られた。こうした過程の実効的な分析や評価は、評者自身を含め社会学プロパーの研究者の能力を超えた部分があり、金融系のシンクタンクで機関投資家や企業の行動を研究してきた筆者ならではの研究成果となっている。

また、第2に、これを逆の方向から見れば、本論文は、通常は経済学や経営学の見地からしか検討されてこなかったESG投資などの環境や社会を配慮した新たな投資傾向を、「エコロジカル近代化」論、「生産の踏み車」論という環境政策論、環境運動論の土俵に引き出して論じることにより、グローバル化した経済の状況下での環境運動、環境NGOの存在理由や環境規制の方向性について、環境社会学的観点からも多大な示唆を与える結果を伴っている。

第3に、本論文における「エコロジカル近代化」は、主として気候変動関連情報開示の制度化について論じられたが、環境問題において温暖化寄与ガスの排出規制はその1つの側面に過ぎない。今後のESG投資等の進化に伴って、情報開示の範囲は、生物多様性維持、有害化学物質規制、人種差別、性差別の撤廃など、より広い範囲の環境的、社会的配慮にまで拡大されることが想定されている。それゆえ、本論文が開拓した研究分野は、狭義の環境問題だけにとどまらない、経済のグローバル化、高度技術のリスク、南北問題や人権といった、広範囲の社会問題に対する社会的、経済的、政治的な規制に、多くの有益な示唆を与えるものと思われる。

6 論文の評価

本論文は、金融系シンクタンクに勤務してきた筆者が、現代の経済システムが「生産の踏み車」的な、半ば必然的に「環境破壊的」性格を持たざるを得ない性格があること、またそれとは裏腹に、企業経営をより環境配慮したものに变革しようとする環境運動、株主提案運動、社会的責任投資運動などの存在に刮目してきた経験に動機づけられて執筆されたものである。

前項でも述べたように、「純粹培養」された環境社会学の研究者には持ちえない金融経済の分析能力、現場での実践的問題意識を原動力として執筆された本論文は、非常にユニークかつ得難い研究業績であり、今後の環境社会学並びにその周辺領域への影響力の大きさは計り知れない。のみならず、ともすれば、いわゆるGAFAのような巨大経済主体の前に拱手傍観せざるを得ない環境運動セクターや市民・消費者にとっても、また環境規制主体としての行政や、環境・社会との共生を図ろうとする企業セクターにとっても、今後の大きな指針となる視座を提供している。そうした意味において、本論文は、1つの研究業績として、高く評価できる。

一方で、理系の大学院において既に博士号を取得している筆者は、上記のような問題関心を持ち、シンクタンクに籍を置き激務をこなしながら、2017年より臨床人間学専攻臨床社会学専修博士後期課程の院生となり、猛烈な勢いで環境社会学の学問体系を身につけた。博士論文執筆前の2022年4月には、その能力が評価され富山大学に専任講師として赴任し、専任講師として勤務しながら今日本論文の完成を見た。その努力と熱意には指導教員として感服を禁じ得ない。しかしながら、致し方ないことながらそれゆえに、社会学的概念としての社会運動論やその類型などについての整理や理解にやや粗さがみられるのも事実である。今後の課題としていただいた

い。

7 論文の判定

本学位請求論文は、本学学位規程の手続きに従い、審査委員全員による所定の審査及び試験に合格したので、博士（人間学）の学位を授与するに値するものと判定する。

以 上

主査氏名（自署）